



# 新投資法、新企業法、および、税務に関する重要なガイダンスの最新情報

2020年8月



# Content

世界中の大市場が徐々に開かれて元に戻っていき、リスク軽減のためにサプライチェーンが拡大されていく中で、ベトナムは、このチャンスを引き寄せ、その機会を十分に生かす必要があります。ベトナムでは、COVID-19後の問題解決と共に、上述のための事業環境改善や持てる資源の再活用を目的として、現在、主要な政策メカニズムに関する重要な刷新が数多く実施されています。

今回の弊社Grant Thornton Vietnamのニュースレターでは、新投資法、新企業法、その他税務に関する新しい政策およびガイダンスについてご案内申し上げます。



2020年度法人所得税30%減税に関する議決116/2020/QH14



2020年投資法 61/2020/QH14



2020年企業法59/2020/QH14



ソフトウェア製品製造活動の認定に関するCircular 13/2020/TT-BTTTT



関連者間取引を持つ企業の利息費用に関するDecree 68/2020/ND-CPの一部事項に関するガイダンスOfficial Letter 2835/TCT-TTKT



外国人労働者の在留カード、ビザ取得費に関わる個人所得税の取り扱いに関するユーロチャムへの回答となる税務総局Official Letter 2014/TCT-DNNCN



労働者の贈与所得に関わる個人所得税に関するOfficial Letter 3552/CT-TTHT

# 1. 2020年度法人所得税30%減税に関する議決116/2020/QH14

ベトナム法令の規定により設立された企業、合作社、事業機関およびその他組織に対する2020年度法人所得税減税に関する2020年6月19日付け議決Resolution 116/2020/QH14 (Resolution 116)が国会を通過しました。具体的には以下の通りです。

- 2020年度売上高が2,000億VNDを超えない企業に対して、2020年度法人所得税額が30%減税されます。
- 2020年度の四半期仮納付および年次確定申告に際して、自ら減税額を計算します。

本議決は署名日から45日後に施行されて、2020年税務年度に対してのみ適用されます。現在、本Resolution 116の施行細則となる政令草案に対するパブリックコメントを募集しています。弊社ニュースレターでは、今後も本件に関する新しい情報をフォローしていきます。



## 2. 2020年投資法 61/2020/QH14

2020年6月17日、投資法61/2020/QH14(2020年投資法)がベトナム第14期国会を通過しました。2020年投資法は、2021年1月1日から施行され、2014年投資法は廃止されます。新しい投資法で注目すべき主要事項は、以下の通りです。

- 「債権取り立てサービス業」が経営投資禁止分野業種リストに追加されました。
- フランチャイズ、ロジスティックス・サービス業、船舶代理店業など、いくつかの条件付き経営投資分野業種が削除されました。
- 飲料水(生活用水)業、建築サービス業など、いくつかの条件付き経営投資分野業種が追加されました。
- 大学教育、6兆VND以上の資本規模のプロジェクト、創造的な起業プロジェクト、中小企業製品の流通チェーン業投資プロジェクトなどの分野への投資誘致強化を目的として、投資優遇分野業種、投資プロジェクト実施条件が改正されました。
- 課税標準の算定、移転価格操作・脱税の抑制支援、ベトナムでの投資プロジェクトの品質改善を目的として必要な場合の投資資本、機械設備、製造ラインの評価に関する規定が追加されました。
- 管轄当局が中断中の投資プロジェクトを厳格に処理できるような法的基礎を整備することを目的として、土地を使用しないまたは土地の使用が遅延しているために投資家の土地が回収された場合、人為的取引を基礎として投資家が投資活動を実施する場合などの投資プロジェクトの活動終了に関する規定が追加されました。

### 3. 2020年企業法59/2020/QH14

企業法 59/2020/QH14 (2020年企業法) が2020年6月17日に公布されました。2020年企業法は2021年1月1日から施行されて、従来の企業法 68/2014/QH13 (2014年企業法) は廃止されます。2020年企業法で注目すべき重要な事項は以下の通りです。

事業登録当局への印鑑登録手続きが廃止されました。同時に、電子取引に関する規定に基づくデジタル署名の形態による印鑑の使用を認める規定が追加されました。

国営企業概念が、2014年企業法の規定による法定資本100%から拡大されて、法定資本、議決権を持つ株式総数の50%超を国家が保有する企業も含まれることになりました。

無議決権預託証券に関する規定が追加されました。

事業の一時停止日、または、通知済み期日直前の事業再開日までに事業登録当局へ文書による通知期限が遅くとも3営業日前までに短縮されました。

# 4. ソフトウェア製品製造活動の認定に関するCircular 13/2020/TT-BTTTT

ソフトウェア製品製造活動を認定する条件に関するガイダンスとして2020年7月3日付け情報通信省Circular 13/2020/TT-BTTTT(Circular 13)が発行されました。Circular 13は、2020年8月19日から施行されて、従来のCircular 16/2014/TT-BTTTT(Circular 16)は廃止されます。Circular 13の注目すべき内容は以下の通りです。



Circular 13では、以下のような点を明確にしています。

- 適用範囲: 法人所得税の優遇を受けるためのプロセスに該当するソフトウェア製品製造活動の認定が適用範囲です。
- 適用対象: 情報通信省の規定に基づくソフトウェア製品リストに含まれるソフトウェア製品の製造活動に関連する組織、企業が含まれます。



Circular 13では、Circular 16で規定されていた7つのソフトウェア製造プロセスをそのまま踏襲していますが、説明部分では、Circular 13の方が工程毎の作業の詳細をより明確にしています。



その他、従来のCircular 16の第6条第2項a、bおよびc号の規定内容と比較して、Circular 13では、ソフトウェア製造活動の認定に関する規定が簡略化されています。

具体的には、何らかのソフトウェア製品の製造活動が、プロセスに該当するソフトウェア製品製造活動だと認定されるのは、当該製品に対して、要件定義、または、分析および設計の二つの工程のうち少なくともどちらか一つの工程を実施する場合です。同時に、ソフトウェア製造について、自社が実施する工程に含まれる作業毎に応じて、Circular 13で規定される資料のうち少なくとも一つにより表現されている必要があります。



Circular 13の施行日前に規定に基づくプロセスに該当すると認定されたソフトウェア製造活動は、承認を受けた投資プロジェクトの期限が来るまでは、そのままソフトウェア製造プロセスに該当すると見なされます。

## 5. 関連者間取引を持つ企業の利息費用に関するDecree 68/2020/ND-CPの一部事項に関するガイダンスOfficial Letter 2835/TCT-TTKT

関連者間取引に関するDecree 68/2020/ND-CPの一部条項に関するガイダンスとして、2020年7月14日付けOfficial Letter 2835/TCT-TTKTが税務総局から発行されました。具体的内容は以下の通りです。

### 2019年税務年度の確定申告について

- 2020年3月31日前に確定申告の期限がきた2019年税務年度の確定申告を既に済ませている場合、Decree 68による法人所得税確定申告の修正申告を実施します。
- 2019年税務年度の確定申告期限がまだきていない場合、Decree 68の改正内容により実施します。

### For retroactive application for the tax period 2017 and 2018

- Decree 20第8条第3項の規定による利息費用の損金算入制限に関わる2017年度および2018年度への遡及措置は、以下の規定のみを適用します。
  - 利息費用の損金算入上限:20%から30%へ引き上げ。および、
  - 純利息費用の計算方法:利息費用から預金利息、貸出利息を控除。
- Decree 68の(b)号(損金不算入分の翌期以降への繰り越し)、および、(c)号(適用対象の拡大)に規定されている改正内容は、2017年度、2018年度への遡及適用を行いません。

## 6. 外国人労働者の在留カード、ビザ取得費 に関わる個人所得税の取り扱いに関する ユーロチャムへの回答となる税務総局 Official Letter 2014/TCT-DNNCN

労働者の在留カード、ビザ申請費用に関わる個人所得税の取り扱いに関する欧州商工会議所 (*EuroCham*、ユーロチャム) への回答として、2020年5月18日付け Official Letter 2014/TCT-DNNCN が税務総局から発行されました。これによれば;



## 6. 外国人労働者の在留カード、ビザ取得費に関わる個人所得税の取り扱いに関するユーロチャムへの回答となる税務総局Official Letter 2014/TCT-DNNCN



ベトナムにおける雇用主が採用する外国人労働者のベトナム入国のために必要な在留カードの取得・延長、ビザの取得に関わる費用を雇用主が支払う場合、これが雇用主の責任であれば、これらの費用額は、外国人労働者の給与所得へ含めません。



在ベトナム組織で働く労働者が仕事の要請により外国へ出張に行く際に取得するビザの取得費が、当該組織の財務規定または社内規定に基づく出張費である場合、当該労働者の個人所得税課税対象となる所得には含めません。規定の限度額を超える出張費額は、労働者の個人所得税課税対象となる所得に含めます。



会社が外国人労働者に代わって支払う当該外国人労働者の在留カード、ビザの取得費が、外国人労働者が享受する利益の場合、外国人労働者の給与所得として個人所得税課税対象となる所得に含めます。

従って、従来のガイダンス(2017年8月25日付け税務総局Official Letter 3867/TCT-TNCNなど)に比較して、今回のガイダンスでは、外国人労働者に代わって支払う在留カード、ビザの取得費に関わる個人所得税の取り扱いがより明確にされました。

## 7. 労働者の贈与所得に関わる個人所得税に関するOfficial Letter 3552/CT-TTHT

個人所得税の税務政策に関する2020年4月8日付けOfficial Letter 3552/CT-TTHTがホーチミン市税務局から発行されました。これによれば、現物による贈与、福引の形態による贈与、商品券の贈与を会社が従業員に対して行う場合、これらの支出は、労働者が享受する利益となり、労働者の給与所得として個人所得税課税対象となる所得に含まれます。

但し、この問題に関しては、異なる考え方を持つ地方税務局がある可能性にご留意下さい。この異なる考え方によれば、従業員が会社から現物贈与を受けた場合、Circular 111/2013/TT-BTC第2条第10項が規定する贈与所得には該当しないため、当該贈与については個人所得税の申告・納税が不要となる可能性もあります。

従って、税務リスク軽減のため、行動をおこす前に管轄税務当局へ直接問い合わせをされることをおすすめ致します。



# Contact

税務、会計、移転価格、労務、投資および税関、また、その他御社事業活動に関わる法令についてのアドバイスをご希望される場合、ご遠慮なく、弊社Grant Thorntonの専門家へお問い合わせ下さい。

ニュースレターのダウンロードは 下記サイトへアクセス下さい。 [Tax Hub](#)

## Head Office in Hanoi

18<sup>th</sup> Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet Street, Cau Giay District, Hanoi, Vietnam  
T + 84 24 3850 1686  
F + 84 24 3850 1688

### Hoang Khoi

National Head of Tax Services  
D +84 24 3850 1618  
E [khoi.hoang@vn.gt.com](mailto:khoi.hoang@vn.gt.com)

### 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 24 3850 1680  
E [kaoru.okata@vn.gt.com](mailto:kaoru.okata@vn.gt.com)

### Bui Kim Ngan

Tax Director  
D +84 24 3850 1716  
E [ngan.bui@vn.gt.com](mailto:ngan.bui@vn.gt.com)

### Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 24 3850 1620  
E [du.nguyen@vn.gt.com](mailto:du.nguyen@vn.gt.com)

### Vishwa Sharan

Director – Transfer Pricing  
D +84 327 345 053  
E [Vishwa.Sharan@vn.gt.com](mailto:Vishwa.Sharan@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh City Office

14<sup>th</sup> Floor, Pearl Plaza, 561A Dien Bien Phu Street  
Binh Thanh District, Ho Chi Minh City, Vietnam  
T + 84 28 3910 9100  
F + 84 28 3910 9101

### Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 28 3910 9231  
E [hungdu.nguyen@vn.gt.com](mailto:hungdu.nguyen@vn.gt.com)

### Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
D +84 28 3910 9233  
E [mongvan.tran@vn.gt.com](mailto:mongvan.tran@vn.gt.com)

### 唐牛 理任 (Masato Karoji)

Director –Japanese Desk  
D +84 28 3910 9135  
E [masato.karoji@vn.gt.com](mailto:masato.karoji@vn.gt.com)

### Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Partner  
D +84 28 3910 9235  
E [valerie.teo@vn.gt.com](mailto:valerie.teo@vn.gt.com)

### Nguyen Thu Phuong

Tax Director  
D +84 28 3910 9237  
E [thuphuong.nguyen@vn.gt.com](mailto:thuphuong.nguyen@vn.gt.com)

### Lac Boi Tho

Tax Director  
D +84 28 3910 9240  
E [tho.lac@vn.gt.com](mailto:tho.lac@vn.gt.com)

© 2020 Grant Thornton (Vietnam) Limited - All rights reserved.

'Grant Thornton' refers to the brand under which the Grant Thornton member firms provide assurance, tax and advisory services to their clients and/or refers to one or more member firms, as the context requires. Grant Thornton International Ltd (GTIL) and the member firms are not a worldwide partnership. GTIL and each member firm is a separate legal entity. Services are delivered by the member firms. GTIL does not provide services to clients. GTIL and its member firms are not agents of, and do not obligate, one another and are not liable for one another's acts or omissions.

